

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域のうち、相浦地区について区域の指定を解除するとともに、いわき

地区及び周南地区について区域の拡張を行うこと。（別表関係）

第三 この政令を公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）